

医療法人居中会窪田病院
熊本市東区長嶺東2丁目11番95号
096-380-2038
【診療科目】 精神科
【理事長】 小久保 正弘
【院長】 崎谷 修

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【その他指定関連】

生活保護法指定医療機関、指定自立支援医療機関（精神通院医療）、難病指定医療機関、精神科救急医療施設

【当院は以下の施設基準の届出を行っております】

精神病棟入院基本料 15 対 1 精神療養病棟入院料 看護配置加算 看護補助加算 1 療養環境加算 後発医薬品使用体制加算 1 精神科デイ・ケア（大規模なもの） 精神科ショート・ケア（大規模なもの） 精神科作業療法 入院時食事療養費（Ⅰ） 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 入院ベースアップ評価料

【看護職員の配置について】

「当病院の第1病棟では精神病棟入院基本料の15対1入院基本料及び看護補助加算1（30対1）を届出ており、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお時間帯ごとの配置は次のとおりです」

- ・朝8時40分～夕方16時40分（日勤時間帯）まで、看護職員1人当りの受け持ち数は6人以内です。
- ・夕方16時40分～朝8時40分（夜勤帯）まで、看護職員1人当たり受け持ち数は26人以内です。
- ・また、日勤時間帯において、身支度や食事等の身の回りの世話をさせて頂く看護補助者7人が勤務しています。

「当病院の第2病棟では精神療養病棟入院料を届出ており、1日に12人以上の看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）が勤務していて、うち、6人以上が看護職員（看護師及び准看護師）です。なお時間帯ごとの配置は次のとおりです」

- ・朝8時40分～夕方16時40分（日勤時間帯）まで、看護要員1人当りの受け持ち数は5人以内です。
- ・夕方16時40分～朝8時40分（夜勤帯）まで、看護要員1人当たり受け持ち数は20人以内です。

【保険外負担料金】

当院では、健康保険法の療養に該当しない保険外負担の料金について、その使用料、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしています。

名称	金額（税込）
リハビリパンツ M（1枚）	64 円
リハビリパンツスーパーM（1枚）	110 円
リハビリパンツ L（1枚）	70 円

尿取りパッド 外もれ (1 枚)	36 円
尿取りパッド レギュラー (1 枚)	25 円
尿取りパッド エクストラ (1 枚)	64 円
介護シート (1 枚)	110 円
長時間パンツ L (1 枚)	173 円
のびるフィットテープ止め S (1 枚)	79 円
のびるフィットテープ止め M (1 枚)	79 円
のびるフィットテープ止め L (1 枚)	92 円
日用品管理費	100 円／日
倉庫保管料 (3 ケースまで)	100 円／個
散髪代	調髪 1,300 円 丸刈り 600 円
私物衣類洗濯代 (業者出し)	4,840 円／月
布オムツ使用料	31 円／枚
栄養補助食品	実費
死亡診断書代	5,500 円
死後処置	11,000 円
服薬カレンダー	60 円
ショート・ケア昼食代	360 円
文書料 (1 通)	
普通診断書 (証明書)	2,200 円
死亡診断書	5,500 円
障害交通事故診断書 (警察用)	5,500 円
自賠法関係診断書	5,500 円
保険会社用証明書	5,500 円
生命保険用診断書 (入院証明書)	5,500 円
生命保険用請求証明書	5,500 円
裁判用診断書 簡単	5,500 円
複雑	11,000 円
恩給診断書	11,000 円
障害年金用診断書	5,500 円
障害者手帳用診断書	5,500 円
傷害保険用診断書	5,500 円
各種免許・許可用診断書	2,500 円
休職 (復職) 用診断書	2,200 円
その他 (支払証明書等)	1,100 円
成年後見制度用診断書	5,500 円
自立支援意見書料	2,160 円
支払い証明書料 (1 年分)	1,100 円

【「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」発行について】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 28 年 4 月 1 日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 28 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

【後発医薬品使用体制について】

当院は後発医薬品使用体制加算 1 を算定しております。

※後発医薬品とは

後発医薬品（ジェネリック医薬品とも呼びます。）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。

- ・入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。
- ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えています。
- ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者様にご説明いたします。

【一般名処方加算について】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、2024 年 10 月から長期収載品の選定療養の制度が導入されており、患者さんの希望で長期収載品（同じ効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品）を選んだ場合に、選定療養費として薬価の差額の一部を患者さんが負担することとなっております。

ただし、医師が医療上の必要性があると判断した場合や、供給状況により後発医薬品の提供が困難な場合などは、選定療養の対象外となります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

【入院時食事療養費（Ⅰ）について】

当院は「入院時食事療養(Ⅰ)」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

(治療食の提供)

疾病に特別食が必要な患者様には、栄養管理計画書をもとに治療食(糖尿病、肝臓病、腎臓病等)の提供を行っております。

医療法人 居申会 窪田病院